

令和7年度

香川県子ども女性相談センター第三者評価受審結果報告書

一般社団法人あいおらいと



1 業務日程

履 行 場 所	香川県高松市西宝町 2 丁目 6-32
業務実施日	(1) 説明会 令和7年11月13日(木) (2) 訪問調査 令和8年 2月18日(火) 19日(水) (3) 報告会 令和8年 3月10日(火)

2 組織体制 職員数

職 種	人	備 考
管 理 職	3 名	所長 次長
児童福祉司	23 名	課長 (SV)、里親支援を含む
児童心理司	10 名	会計年度職員 1 人含む
保健師	1 名	1 名 (児童福祉司)
警察官	1 名	
会計年度職員	3 名	児童相談員補助
事務職員	2 人	

3 児童相談所訪問調査 2月18日(水)19日(木)2日間

1 日目 2月18日(水)		10:00~17:00
10:00~10:30	当日の流れの確認 施設見学	
10:30~12:00	評価項目聴き取り	
12:00~13:00	休憩	
13:00~13:40	職員の聴き取り 経験の浅い職員	
	児童福祉司	2名 20分
	児童心理司	2名 20分
13:40~15:00	評価項目聴き取り	
15:00~16:30	事例①②③についての聞き取り 各30分	
16:30~17:00	まとめ	
2 日目 2月19日(木)		9:00~17:00
9:00~11:00	援助方針会議に参加	
11:00~12:00	評価項目聴き取り	
12:00~13:00	休憩	
13:00~13:40	職員の聴き取り ベテラン職員	
	児童福祉司	2名 20分
	児童心理司	2名 20分
13:45~15:00	まとめ 補足聴き取り	
15:00~17:00	報告会などについて	

4 個別に聴き取りを実施した事例

事例1 「今年度、継続指導している在宅の虐待ケース」

事例2 「2年以上施設入所しているケース」

事例3 最近の「市町村へ見守りを依頼している虐待ケース」

5 アンケート

対象	備考
施設・里親等の子どものアンケート（小4以上）	施設 82人 里親・ファミリーホーム 里親（14か所）5か所1人 ファミリーホーム（3か所）2か所1人 回答数 送付数144人 回答数 74人
関係機関	施設・里親・ファミリーホーム 送付数 23か所 回答数 21か所 市町 7 回答数 5か所

子どものアンケートは、重症心身障害児施設・自立援助ホーム・親族里親を除く

6 第三者評価項目

令和2年度児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）（三菱UFJリサーチ&コンサルティングの報告書）に報告されている評価基準（案）を基本としたもの

7 判断基準

- ・判断基準の評価は○、△、×で評価する。
- ・各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価を行う。

評価ランク	評価基準
S	優れた取組みが実施されている 他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態
U	業務外

<評価の高い点>

1 風通しのよい職場環境

児童相談所での勤務経験が少ない職員が過半数を占める中、相談事案における困りごとや不安を一人で抱え込まないよう、同僚や上司に相談しやすい環境づくりに努めている。また、職場では日頃から会話が豊富なことが伺われ、若手職員も気軽に助言や支援を求めることができる体制や上司等からスーパーバイズも得やすい風通しのよい職場風土が形成されている。

2 DX化による業務効率と支援の質の向上

フリーアドレスを導入し、これまで分かれていた児童福祉司と児童心理司の執務スペースを集約し、事務室内での流動性が高まり、日常的な情報共有やコミュニケーションが活発化し、ケース対応の質の向上につながっている。さらに、職員一人一台の公用スマートフォンを配備し、外出先でも事務所の代表番号からの発着信や電話転送が可能となり、業務の効率化と初動対応の迅速化が図られている。

3 地域連携支援室の設置による市町・施設等の連携体制の向上

平成 29 年度に、他自治体に先行し地域連携支援室を設置し、児童相談所と市町との円滑な連携体制の構築や役割分担の明確化に取り組んでいる。また、市町に対する助言や同行支援等を通じて、地域の社会的養護が必要なこどもへの支援に寄与している。さらに、児童養護施設等への助言や個別ケース支援を通じて、施設の支援の質の向上にもつなげている。

<今後期待する点>

1 業務体制の整備

職場全体で時間外勤務が恒常的に多い状況にある。児童相談所の業務は通告・相談件数に左右されることが大きく、DX化等による業務の効率化を進め時間外の縮減を図ろうとしているものの、大幅な縮減には至っていない。また、児童福祉司の約7割が経験3年未満であり、サブリーダー（SL）や課長に指導等の負担が集中している。現在、業務負担の構造的課題の解決と時間外勤務の縮減に向け、新たな業務体制が検討され実施に向けた提案が行われており、今後の業務体制の整備に期待する。

2 マニュアルの整備充実

個々の業務に関するマニュアルは整備されているものの、実務で活用する際には十分とは言えない状況も見受けられる。相談援助業務の経験が浅い職員が多く、今後、児童相談所業務の各ポイントを整理し、業務の流れ等が分かりやすいマニュアルの整備が求められる。

3 市町との連携強化

市町へは地域連携支援室において市町職員向け研修の開催や個別ケース検討への助言を行うなど、実践的な対応力の向上に努めている。また、高松市については派遣を通じて人材育成と相互理解を進めている。しかし、地域連携支援室と児童虐待対策課及び相談支援課においてケース支援の在り方や考え方に違いがあることもあり、今後、児童相談所が作成している連携マニュアルの見直しを進め、送致を含めた市町との連携体制の強化が求められる。

結果

第 I 章 児童相談所の組織		評価
1 組織運営体制		B
(1)	児童相談所職員が一丸となり、目的・目標に対する取組みをしているか	S
(2)	重要な案件について、管理職は、状況を踏まえて意思決定し、その内容を職員・関係機関に周知しているか	A
(3)	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
(4)	組織的な判断や対応が行える組織・運営体制となっているか	B
(5)	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
(6)	緊急時等における対応に取り組んでいるか	B
2. 職員の資質向上・業務改善		B
(1)	児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	B
(2)	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取組みを行っているか	A
3. 情報管理に関する事項		A
(1)	情報の取扱いが適切に行われているか	A
(2)	児童記録票等、必要な記録は適切に作成・管理されているか	A
4. 児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動		A
(1)	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	A
第 II 章 子どもの権利擁護と最善の利益の優先		評価
1. 子どもの権利擁護と最善の利益の優先		B
(1)	子どもへの向き合い方は適切であるか	B
(2)	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	B
(3)	適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
(4)	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A
第 III 章 虐待相談対応と進行管理		評価
1. 通告・相談対応		B
(1)	相談・通告の受付体制が確保されているか	B
(2)	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
2. 受理		A
(1)	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
(2)	受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A
3. 子どもの安全確認・安全確保		A
(1)	子どもの安全を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
(2)	一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A

(3)	安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	A
4. 調査・アセスメント		B
(1)	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
(2)	アセスメントが適切に行われているか	B
(3)	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
5. 援助方針の策定		B
(1)	援助方針会議は、適切な頻度、タイミング、体制で開催されているか	A
(2)	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	B
(3)	援助方針の内容は適切か	A
(4)	市町が関わるケースについて、援助方針に関する市町への説明や意見反映等を行っているか	B
6. 在宅指導		A
(1)	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
7. 進行管理・援助方針等の見直し		B
(1)	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	B
(2)	指導や措置を行っているケースについて、市町に対する情報共有を適切に行っているか	B
8. 移管・移送（所管する児童相談所の変更）		A
(1)	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
(2)	「情報提供」または「ケース移管」を行う場合の手続きは適切に行われているか	A
(3)	「情報提供」または「ケース移管」を受ける場合の手続きは適切に行われているか	A
第IV章 社会的養護で生活する子どもへの支援		評価
1. 援助方針の策定に関する調整		B
(1)	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
(2)	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	B
(3)	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	B
2. 社会的養護時における援助		B
(1)	里親や施設等が行う援助内容等について、必要な確認・助言・支援等を行っているか。（指導委託、あっせん、里親委託、入所措置等）	B
(2)	援助方針の見直しが適切に行われているか	B
(3)	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	B
(4)	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
(5)	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか	A
3. 一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		A
(1)	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A

(2)	措置や児童福祉司指導等の終結の判断は、慎重かつ適切に行われているか	A
(3)	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
(4)	入所施設や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
4. 児童自立生活援助等		A
(1)	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
(2)	18歳以上の成人に対しても、必要な支援等を行っているか	A
第V章 里親・家庭養護（社会的養育の推進）		評価
1. 里親相談への対応・家庭養護の推進		A
(1)	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
(2)	里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A
(3)	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われて	A
(4)	養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っているか	A
(5)	民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要支援を行っているか	該当なし
第VI章 家族とのかかわり・家族への支援		評価
1. 保護者への向き合い		A
(1)	保護者への向き合い方は適切であるか	A
2. 子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取		A
(1)	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
(2)	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
3. 保護者に対する指導・支援		A
(1)	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
(2)	親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A
第VII章 市町や関係機関との連携		評価
1. 市町や関係機関との役割分担・連携体制の構築		B
(1)	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
(2)	児童相談所と市町との連携強化を図るための取組みをしているか	B
2. 市町における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援		B
(1)	市町からの相談について、迅速かつ適切に対応しているか	B
(2)	市町が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	B
3. 市町における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援		B
(1)	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	B
(2)	市町における子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取組みを実施しているか	A
4. 児童福祉審議会との連携		A
(1)	児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聞いているか	A

(2)	児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	A
5. 家庭、地域に対する援助に関する事項		B
(1)	家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	B

第 I 章 児童相談所の組織

	評価
1 組織運営体制	B
(1) 児童相談所職員が一丸となり、目的・目標に対する取組みをしているか。	S
1 社会的養育推進計画における児童相談所が目指す方針・目標について、明確化・周知しているか。	○
2 管理職・各課(室)長は、児童相談所が目指す方針・目標について担当職員の理解が深まるような取組みをしているか。	○
3 管理職は、全職員に対して、公務員としての法令遵守・職員倫理の徹底を周知しているか。	○
【コメント】 香川県子ども女性相談センターは、社会的養育推進計画における児童相談所が目指す方針・目標について、理念を策定し、所属目標として職員に周知している。また、管理職は、全職員に対して、公務員としての法令遵守・職員倫理の徹底している。	
(2) 重要な案件について、管理職は、状況を踏まえて意思決定し、その内容を職員・関係機関に周知しているか。	A
1 重要な案件を検討し、決定する手順はあらかじめ決まっているか。	○
2 重要な案件を決定した場合は、職員及び関係機関に周知しているか。	○
3 重要な案件に限らず、職員に報・連・相を徹底させているか。	○
【コメント】 重要案件については、こどもの生命や安全に重大な影響を及ぼす可能性のある事案であるとの共通認識を有し、検討および決定については、所内の課長会において審議している。また、審議の結果について、庁内チャットや課内会議等を活用し、検討経過についても可能な限りリアルタイムで共有するようしている。	
(3) 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか。	B
1 児童相談所の役割を遂行し得る組織体制か。(現状・課題に応じた組織体制)	△
2 必要な人員体制の確保はできているか。(配置基準は充たしているか、担当ケース数は適切か、実情を踏まえた配置か)	△
3 必要な専門職の配置・連携ができる体制になっているか。(業務に応じた医師・弁護士の配置・連携)	○
4 夜間・休日の体制の確保はできているか。(通告・相談・一時保護対応等)	△
【コメント】 基準上求められる人員体制については、人口割及び虐待対応件数に基づき増員が図られ、充足している。また、組織としては、平成 31 年に「児童虐待対策課」「相談支援課」「判定課」の三課体制となり、弁護士を配置するなど専門的支援体制も整備されている。	

また、夜間・休日の虐待や泣き声通告等の緊急案件は一時保護施設の電話当番から管理的職員へ連絡が入り、対応が必要な場合、休日は当番職員が対応している。

しかし、夜間、平日は専従当番を置かず、残業職員の協力により対応しており、自発的な支えに依存する側面もあり、一部の職員の負担を大きくしている。

さらに、職員の配置基準を満たしているものの、経験の浅い職員も多く、恒常的に時間外勤務が多い状態である。

(4) 組織的な判断や対応が行える組織・運営体制となっているか。

B

1 手順についてのマニュアルを策定しているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。

△

2 組織的な判断・対応を行っているか。

○

3 経験の少ない職員については、複数の職員で対応するなど適切な対応ができる体制になっているか。

○

4 事務決裁規則等に基づき決裁がなされているか。(決裁漏れはないか)

○

【コメント】

マニュアル等は整備されているが、改定や共有が十分とは言えず、実態に即した見直し必要である。また、児童福祉司は3年未満の職員が約7割を占めるため、新規採用の職員には2年目以上の職員がOJTを担当し、その支援を各課の担当SVが行い、さらに課長が支える重層的支援体制を構築している。しかし、SVや課長に過度な負担が集中しており、今後、計画的な人材育成と分かりやすいマニュアルが求められる。

(5) 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか。

B

1 適正な就業状態が確保されているか。(超過勤務、年次有給休暇等の取得状況)

×

2 職員が働きやすい職場環境づくりをしているか。(相談しやすい体制づくり、ハラスメント防止対策、メンタルヘルス対応)

○

【コメント】

所属全体の時間外勤務は恒常的に多く特に児童福祉司は県内出先機関でも最多水準にあり、管理職ではさらに、多くの時間外勤務となる場合もある。業務特性上、通告・相談件数に左右され縮減努力にもかかわらず大幅な縮減には至っていない。一方、職員が働きやすい職場環境づくりに取り組み休暇の取得促進や上司・同僚の支援も得られやすい風通しのよい職場であるとの声も多い。

(6) 緊急時等における対応に取り組んでいるか。

B

1 緊急時の連絡網は整備できているか。

○

2 職員等の安心・安全の確保対策に取り組んでいるか。(震災・避難訓練の実施、震災・防犯対策、災害時の対応体制の構築等)

△

3 その他、想定されうる安心・安全の確保のための取組みはできているか。(感染症対策等)

○

4 防火体制等各種届出に漏れはないか。

○

<p>【コメント】</p> <p>緊急時連絡網を整備し、災害時の対応や避難訓練、感染症対策等が行われ、職員の安心・安全確保に向けた取組が行われている。しかし、一部の職員は緊急連絡網についての認識が十分ではなく、今後の周知が求められる。</p>
--

		評価
2 職員の資質向上・業務改善		B
(1) 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取組みを実施しているか。		B
1 業務改善を行う仕組みがあるか。(重大事例等の検証等の有無、当該担当部署の有無等)		△
2 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っているか。		△
<p>【コメント】</p> <p>重大事例等の検証等が行われている。業務改善については、「働き方改革チーム」において検討・課題整理を行っているが、継続的に改善に取組む体制や仕組みは確立されていない。また、業務ツール等の見直しは必要に応じてカスタマイズしているものの、定期的な見直しは行われておらず、今後の取組が必要である。</p>		
(2) 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取組みを行っているか。		A
1 段階に応じた必要な研修を受講させているか。(児童福祉司SV研修)		○
2 段階に応じた必要な研修を受講させているか。(児童福祉司任用後研修)		○
3 OJTを通じた職員の育成に取り組んでいるか。(育成を意識した対応)		○
4 職員の専門的な能力やスキルを確認する仕組みがあるか。(レベルや課題を客観的に把握する仕組みの有無、組織としての育成、本人の意識の醸成等)		○
5 児童福祉司等の専門性確保のための採用・異動の取組みを行っているか。(仕組みの有無等)		○
<p>【コメント】</p> <p>児童福祉司等に必要な専門性の確保に向け、法定研修に加え、事例研修や「学習塾」（課長による新任職員向けの毎月1回45分のOJT）を実施している。また、警察との合同訓練も年1回行っている。一方、専門性や到達度を客観的に検証する仕組みは未整備である。</p>		

		評価
3 情報管理に関する事項		A
(1) 情報の取扱いが適切に行われているか。		A
1 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っているか。(情報収集にあたっての同意など)		○
2 個人情報の保護・管理は適切に行われているか。(書類の保管方法は適切か、書類の机上への放置、個人情報の漏洩事案の有無)		○
3 個人情報の開示請求があった場合には規則等に基づき、適切に対応しているか。(関係部署との相談・協議、情報共有はできているか。)		○
<p>【コメント】</p>		

個人情報の収集・管理については、秘匿性に配慮し適正に行っている。また、書類は指定された保管場所にパソコン等は個人のロッカーに保管している。書類等の管理方法については、フリーアドレス化と合わせて検討を行った。必要があれば今後もその都度検討していくところである。個人情報の開示請求については、規則等に基づき、関係部署とも相談・協議しながら適切に対応している。

(2) 児童記録票等、必要な記録は適切に作成・管理されているか。

A

1 児童記録票の作成形態や管理方法は適切であるか。(記録票の作成・管理についてのルールの有無、保管方法、児童相談所システムの管理等)

○

2 児童記録票のうち、児童相談所システムのセキュリティ対策は適切であるか。(閲覧等できるものは必要最小限であるか、異動に伴うID・パスワード管理は適切か等)

○

3 児童記録票に記載すべき情報はすべて記載しているか。(記載漏れがあったり、分かりにくい記述になっていないか等)

○

4 児童記録票について所内での決裁を得ているか。

○

5 児童記録票は、保存年数どおりに保存されているか。(期限前の廃棄・紛失の有無)

○

【コメント】

児童記録票は専用キャビネット及び書庫に保管され、保存年限も遵守されている。記録は児童相談システムにより入力し、出力したものについて所内決裁が行われている。セキュリティや記録の保存年限など、県の規定に沿って行っている。

評価

4 児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動

A

(1) 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか。

○

1 児童虐待・児童相談所に対する地域の理解促進のための取組みを行っているか。(広報活動等)

○

【コメント】

児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の理解の促進に向けた広報活動は、各要保護児童対策地域協議会が行う取組みには積極的に参画し、支援している。また、学校・幼稚園・保育所職員を対象とした研修では、児童相談所職員が講師を務め、虐待対応や相談業務について周知する形で広報活動を行っている。加えて、本庁を主体とした講演会や街頭キャンペーン等の参加もしている。

第Ⅱ章 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価

1 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

B

(1) 子どもへの向き合い方は適切であるか。

B

1 子ども我的心情や意向に配慮した対応を行っているか。(面談時の傾聴、寄り添い等)

○

2 子どもへの対応について、専門的な技能によるインテークや面接を行っているか。(面接での配慮・工夫の有無、ポイントを押えての面接、職員の面接レベル確保への取組みの有無等)

△

<p>【コメント】</p> <p>こどもの心情や意向に配慮した対応については、面談時の傾聴と寄り添いを心がけるようにしている。また、令和4年の児童福祉法改正で導入された一時保護時の司法審査が、令和7年6月から開始されたことを踏まえ、意見表明や審査の要点について職員へ周知している。さらに、こどもへの面接の技法等は、判定課の児童心理司も支援しているが、経験の浅い職員も多く習得に時間を要するのが現状である。</p>	
<p>(2) 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか。</p>	B
<p>1 子どもの権利について、子どもの年齢に応じて、わかりやすく説明しているか。(工夫はしているか)</p>	△
<p>2 児童相談所の職員が子どものアドボガシー(意見形成支援、意見表明支援)を行っているか。</p>	△
<p>3 子どもが児童相談所職員以外のアドボガシーを利用できるように説明・支援を行っているか。</p>	△
<p>【コメント】</p> <p>こどもの権利については、一時保護時に「こどもの権利ノート」にて説明をしている。また、児童心理司はこどもの代弁者としての役割を意識して対応している。一時保護や施設入所等を行う際は、子どもアドボカシーについて説明もしている。さらに、一時保護施設では毎週水曜日にアドボケイトが来所し児童相談所職員以外のアドボガシーを利用できるよう支援を行っている。</p> <p>しかし、こどもへのアンケート結果から、施設入所のこどもについては、入所時に「こどもの権利ノート」を渡しているものの、アンケート結果から所持しているこどもは少なく、今後定期的確認や周知が必要である。</p>	
<p>(3) 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか。</p>	A
<p>1 子どもに対して必要な説明を適切に行っているか。(援助方針の理由、支援者の説明等)</p>	○
<p>2 子どもに対する説明はわかりやすいよう工夫しているか。(対象児の特性や状況に応じて)</p>	○
<p>3 援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聞いているか。(記録は残しているか)</p>	○
<p>4 援助の過程において、子どもの意向や意見を聞いているか。(子どもが話しやすい環境を作るよう配慮しているか。)</p>	○
<p>【コメント】</p> <p>令和4年の児童福祉法改正で導入された一時保護時の司法審査が、令和7年6月から開始されたことを受け、こどもへのていねいな説明をより意識している。また、一時保護等に際しては、年齢や理解力に応じて援助方針を説明し、意見を聞き取りの上で記録している。さらに、援助の過程において、子どもの意向や意見を聴いている。</p>	
<p>(4) 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか。</p>	A
<p>1 同意が必要な場面において、適切に対応しているか。(理解・同意を得ることが困難な場合の対応、強引に同意を得てないか等)</p>	○
<p>2 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映しているか。また、必要に応じて見直しをしているか。(子どもの最善の利益を反映しているか、子どもの意向だけで判断していないか等)</p>	○

3 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っているか。	○
<p>【コメント】</p> <p>子どもの意見・意向については、相談内容や意見を援助方針に反映するとともに、必要に応じて見直しを行い、こどもの最善の利益を踏まえた判断に努めている。また、意向を重視しつつも、専門的判断や保護者・関係機関の情報を総合して決定している。さらに、方針とこどもの意向が一致しない場合には、児童相談所の方針と子どもの意向とが一致しない場合は、より丁寧に子どもに説明を尽くしているとともに、児童福祉審議会にも意見申し立てができることを子どもにわかりやすく説明している。(これまで、児童福祉審議会に意見申し立てを行った事例はない。)</p>	

第Ⅲ章 虐待相談対応と進行管理

	評価
1 通告・相談対応	B
(1) 相談・通告の受付体制が確保されているか。	B
1 適切な相談受付の体制が確保されているか。(相談受付の体制・ルールの策定の有無等)	○
2 障害者(児)や日本語での会話が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置を講じているか。(外国語や手話を必要とする場合の対応、車椅子利用者への対応等)	△
<p>【コメント】</p> <p>相談受付の体制や受理については流れが明確となっている。また、外国籍のこどもが来所するケースは稀であり、翻訳アプリや外国語文書で対応している。全体として特別な対応事例は少なく、手話による支援は十分とは言えない。</p>	
(2) 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか。	A
1 相談者や通告者から必要な情報収集を行っているか。(情報が不足している場合の理由は適切か等)	○
2 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っているか。(情報収集方法の妥当性、情報の正確性等)	○
3 子どもの所属機関や、関係機関等からの情報収集を行っているか。(情報収集の方法、情報が不足している場合の理由は適切か等)	○
<p>【コメント】</p> <p>相談・通告のあったケースについては、相談者(通告者)から必要な情報を収集している。また、受理会議の開催前には、所属機関や関係機関から事前に情報を収集している。さらに、調査項目をフォーマット化し、情報収集を行っている。</p>	

2 受理

	A
(1) 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか。	A
1 受理会議(緊急受理会議)は適切に行われているか。(定期で開催されているか、開催頻度は適切か、緊急受理会議の開催判断、手順は適切か等)	○
2 受理会議で検討すべきケースは全て検討されているか。(検討すべきケースか否かの判断は適正か等)	○
3 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されているか。	○
4 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されているか。	○
5 受理会議の内容について適切に記録が保存されているか。(会議録の作成、決裁)	○
【コメント】 受理会議は週2回(火・金)に定期開催され、緊急の場合にはその都度開催している。受け付けたすべてのケースについて検討を行い、安全確認・安全確保に重点を置き初期の対応方針を決定している。受理会議の内容については記録が保存されている。	
(2) 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか。	A
1 受理したケースについて、必要な確認や手続きを行っているか。(手続や手順は明確か、決められた手順に沿って対応しているか等)	○
【コメント】 受理したケースは、案件により必要に応じてその都度検討され、ケースごとの確認や手続きが漏れないようにしている。また、令和7年度の途中からOJTも兼ねて調査担当者やSV以外職員も参加可能な者が極力参加している。	

3 子どもの安全確認・安全確保

	A
(1) 子どもの安全を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか。	A
1 通告受理後、速やかに安全確認が行われているか。(48時間ルールは遵守されているか。)	○
2 目視による安全確認が実施されているか。(確認方法、目視による安全確認を前提とした対応になっているか等)	○
3 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられているか。(警察等関係機関との速やかな連携への手順は明確か等)	○
4 安全確認は、適切な体制で実施されているか。(複数職員やチームでの対応、関係機関等の連携等)	○
5 安全確認等を市町その他関係機関に依頼する場合に、適切な対応をしているか。(依頼の方法、依頼先へ指導・助言等、調査結果の確認(48時間以内でできているか)等)	○
6 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応しているか。	○

【コメント】 こどもの安全・確保に関しては、48時間以内の目視確認を基本としている。夜間や休日については、緊急性の高い場合を除き、確認が翌日になる場合もあるが、泣き声や叱責が継続するなどの、子どもの状態が心配されるケースでは、直ちに現場対応や警察への依頼を行っている。さらに、拒否的な保護者には、法に基づいた対応をしている。	
(2) 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行えているか。	A
1 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われているか。(一時保護の必要性の判断基準は適切か。一時保護が不要と判断したケースの視点に問題はないか、DV関連事案の場合の婦人保護所との連携等)	○
【コメント】 一時保護の要否については、受理会議やリスクアセスメント票を活用し、適切な判断となるようにしている。また、DV関連事案等では女性相談支援センター等関係機関との連携も図られ、こどもの保護や支援に支障が出ないようにしている。さらに、一時保護時の司法審査の開始に伴い、以前よりも一時保護の必要性や判断の根拠について精査されるようになった。	
(3) 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか。	A
1 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか。(通告受理票や初期調査等の記録は、安全確認・安全確保の必要性及び方法の妥当性を示すものになっているか等)	○
【コメント】 安全確認・安全確保に関する記録は、通告受理票や初期調査の記録を作成している。また、これらの会議記録は会計年度職員が作成し、児童相談所システムに入力し、決裁が行われている。	

		評価
4 調査・アセスメント		B
(1) アセスメントに必要な調査が行えているか。		A
1 調査により必要な情報が適切に把握できているか。		○
2 適切な調査が行える体制・方法をとっているか。(複数職員による確認等)		○
【コメント】 アセスメントに必要な調査については、リスクアセスメント票により必要な項目を確認している。調査はケースに応じて複数職員で対応し、より正確な情報収集に努めている。さらに、受理会議で不足がある場合は追加のアセスメントや確認が行われる。		
(2) アセスメントが適切に行われているか。		B
1 多角的・重層的な診断を行っているか。(市町等関係機関、医師をはじめ多様な専門職種がかかわっているか等)		○
2 把握された情報が、アセスメントに十分に反映されているか。(情報は記録等から確認できるものか等)		○

3 兄弟姉妹を含め、家族全体のアセスメントが行えているか。(家族の状況に不明な点はないか、アセスメントの視点に問題は無いかな、情報収集のための工夫はしているかな等)	○
4 アセスメントシートが、市町等の関係機関と共有されているか。(共有の有無、活用の有無、市町や関係機関との情報の齟齬を無くするための取組みの状況等)	△
5 アセスメントの結果が、児童記録票に記載されているか。(情報が過不足なく記載されているかな。)	○

【コメント】

アセスメントは、受理会議でアセスメントシートを活用しケースごとに必要な情報を確認している。その際は、兄弟姉妹を含め家族全体のアセスメントを行うようにしている。また、市町等とのアセスメントシートの共有は、事案送致の時のみであり、その他のケースについて共有することは、今のところない。今後、児童相談所 DX の一環で、アセスメントシートの継続的共有を目指している。

(3) 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか。

A

- | | |
|---|---|
| 1 特定妊婦について、児童相談所が関わる場合は、特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われているか。(アセスメントの体制・方法、関係機関との連携・役割分担の明確化、出産後の対応も見据えたものかな。) | ○ |
| 2 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われているか。(アセスメントの体制・方法、関係機関との連携・役割分担の明確化、転居後の対応を見据えたものかな。) | ○ |
| 3 転居先が不明な子どもについて適切な調査が行われているか。(市町等との情報共有、速やかな調査の実施等) | ○ |
| 4 居所不明な子どもについて適切な調査が行われているか。(市町・要対協等関係機関との連携等) | ○ |

【コメント】

特定妊婦について、児童相談所が関わる場合は、特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている。また、転居先が不明な子どもについても可能な限り調査を行い、事案によっては要保護児童対策地域協議会や警察と情報共有し、適切な調査となるようにしている。

評価

5 援助方針の策定

B

(1) 援助方針会議は、適切な頻度、タイミング、体制で開催されているか。

A

- | | |
|--|---|
| 1 援助方針会議は適切な頻度で開催されているか。 | ○ |
| 2 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されているか。(医師・弁護士等の専門家や子どもの状況に応じた専門家の参加の有無) | ○ |
| 3 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われているか。(会議で検討しない例の有無、検討すべきか否かの判断基準は適切かな等) | ○ |
| 4 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されているか。(会議録に作成の有無、内容は明確かな。決裁を得ているかな等) | ○ |

【コメント】

援助方針会議は、毎週1回(木曜日)の定例開催を基本とし、担当児童福祉司、児童心理司、一時保護の場合は、一時保護施設の児童指導員等がそれぞれ現状報告を行い、弁護士の参加により法的助言も得ている。また、援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われ、記録については、事例担当者が児童相談所システムに入力し、適宜、管理的職員を含め職員全員が確認できるようにしている。

(2) 援助方針の決定に関する判断は適切に行われているか。	B
1 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されているか。	○
2 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映しているか。(意見聴取プロセスの明確化、保護者から反映できない意見が出たときの対応)	○
3 一時保護所や一時保護委託先、市町等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映しているか。(意見聴取プロセスの明確化、関係機関から反映できない意見が出たときの対応、関係機関への説明等)	△
4 市町への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われているか。(委託・送致の判断の方法、判断基準は明確かつ適切なものか。判断に問題は無いかな等)	△
5 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っているか。(送致の判断方法、判断基準は明確かつ適切か、必要に応じた情報提供・報告等)	○
6 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されているか。(児童福祉審議会からの意見聴取のプロセスは設けられているかな等)	○
7 子どもの最善の利益を確保するために、必要に応じて家庭裁判所に対する家事審判の申立てを行っているか。(申立の必要性の判断方法、必要に応じて未成年後見人の請求を行っているかな等)	○
【コメント】 援助方針の決定にあたり、こどもの自己実現や最善の利益を考慮した方針の決定に努めている。また、託一時保護先、一時保護施設の職員や市町等の関係機関の意見については、施設等のアンケート結果から分に援助方針に反映していないとの声もあり、さらに、市町への委託・送致の判断の方法、判断基準は必しも明確になっておらず、今後の取組が求められる。家庭裁判所送致や児童福祉審議会の意見を聞いている。	
(3) 援助方針の内容は適切か。	A
1 援助方針として定めるべき事項やその内容は妥当か。	○
2 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっているか。	○
3 援助方針の決定について、組織的に行われているか。	○
【コメント】 援助方針は、措置に関わるような案件については、援助方針会議にて組織での決定を行い、措置に関わる案件以外であっても、各課長やSVと担当者が一緒に方針決定を行った後で、進行管理会において管理職による確認を組織的に行っている。	
(4) 市町が関わるケースについて、援助方針に関する市町への説明や意見反映等を行っているか	B
1 市町への委託や送致にあたっては、決定前に市町との協議を十分に行っているか。	△
2 援助方針について、決定前に市町への説明を行っているか。また、決定後、その理由も説明しているか。	△
3 市町への委託や送致を行う前に、市町の合意を得て実施しているか。	△

【コメント】

市町への委託や事案送致にあたっては、可能な限り受け入れてもらえるように児童相談所としての考えや方針を明確に伝えながら調整を行っている。

評価

6 在宅指導

A

(1) 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか。

A

1 支援内容や支援体制が明確で適正な内容となっているか。(いつ、誰が、何をするか等を具体的にしているか。指導対象と目的に応じた効果的な方法か等)

○

2 子どもに対して必要な支援を計画的に実施しているか。(計画の説明、計画に基づく支援・指導が行われているか、専門職・関係機関との連携、必要な見直しを行っているか等)

○

3 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整を行っているか。(関係機関の内訳とそれぞれの役割が機能しているか等)

○

【コメント】

在宅指導中の子どもに対する支援については、それぞれが提供する支援の内容により主たる関係機関にケースマネジメントを任せられることもある。また、支援内容については、必要に応じて資料等作成するなど、子どもや保護者にわかりやすく伝えるように努めている。

評価

7 進行管理・援助方針等の見直し

B

(1) 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか。

B

1 組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っているか。(把握の頻度・方法、状況変化を確認した場合の対応、専門職からの意見聴取、児童相談所内での情報共有、一時保護所等との情報交換等)

△

2 養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っているか。(ケース想定はできているか、大きな変化の場合の再アセスメント、援助方針の見直しを行っているか等)

△

【コメント】

虐待認定ケースについては毎月1回を目安に進捗確認を行い管理されている。また、ファイルはデータベース化され、項目ごとに整理・表示されることで、効率的な進行管理が可能となっている。一方、非虐待ケースについては年間1~2回程度の管理にとどまることもあり、今後、児童相談所システムを活用した定期的な再アセスメントや進行管理が必要である。

(2) 指導や措置を行っているケースについて、市町に対する情報共有を適切に行っているか。

B

1 一時保護後の状況について、必要に応じて市町への情報共有を行っているか。(市町への説明をしているか、市町への情報共有の方法・頻度・タイミングについて等)

△

【コメント】

指導や措置を行っているケースに関する市町への情報共有は、一時保護後に市町が関与するケースを中心

に行っている。また、必要に応じて個別支援会議等を開催し情報共有をしているが、市町へアンケート結果からは十分ではないとの声も聞かれる。

評価

8 移管・移送（所管する児童相談所の変更）

A

(1) 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか。

A

1 居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されているか。（管轄する児童相談所を決定する判断方法とその理由は適切か。また管轄児童相談所の役割は明確にしているか。）

○

2 「移管」及び「情報提供」の判断は適切に行われているか。

○

【コメント】

居所と住所が異なる場合の管轄児童相談所は、こどもの福祉を最優先に判断している。また、ケースを持つ児童相談所と管轄先の児童相談所と十分に協議した上で決定している。

(2) 「情報提供」または「ケース移管」を行う場合の手続きは適切に行われているか。

A

1 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っているか。（相手先児童相談所との調整、相手先児童相談所の意見・意向について援助方針への反映等）

○

2 移管までの援助が適切に行われているか。（引継ぎ完了までの間の指導等の実施状況等）

○

3 移管先の児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供しているか。

○

【コメント】

「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続は、全国児童相談所長会の申し合わせ事項に基づき、移管先と連携しながら行っている。

(3) 「情報提供」または「ケース移管」を受ける場合の手続きは適切に行われているか。

A

1 情報提供を受ける場合において、必要な支援等が行えるよう協議しているか。（得られた情報を確認し、不足している場合は、速やかに相手方の児童相談所に確認しているか等）

○

2 移管元の児童相談所の援助方針を継続し、速やかに対応しているか。

○

3 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われているか。

○

【コメント】

「情報提供」または「ケース移管」を受ける場合は、全国児童相談所長会の申し合わせ事項に基づき、移管元先と連携しながら、原則、一緒に家庭訪問するなどして対応している。また、移管の際は、支援を円滑に引き継げるよう気になる点に留意している。

第IV章 社会的養護で生活する子どもへの支援

評価

1 援助方針の策定に関する調整

B

(1) 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか。

B

1 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切か。(子どもの支援方針の決定方法は適切か、家庭養育が困難と判断した理由は適切か等)	○
2 措置先の選定は適切に行われているか。(措置先の選定方法・選定理由は妥当か等)	△
3 措置先の施設所在地や里親の居住地の市町その他関係機関との連携が図られているか。(必要な調整が行われているか、調整のタイミングに問題は無いかな等)	○
【コメント】 こどもの援助方針の決定や措置先の調整については、こどもの最善の利益を考慮した判断が行われている。しかし、きょうだいを一緒に措置することが望ましい場合でも、施設の定員の制約等により、やむを得ず分離して措置するケースもある。措置にあたり、施設所在地の教育機関等との連携が行われる。	
(2) 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか。	B
1 里親や施設等、関係機関との連携による支援を行うケースについては、援助方針について当該関係機関との協議を行っているか。(一方的な連絡になっていないかなど、措置先とのやり取りは適切かな等)	△
2 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供しているか。(必要な情報は提供されているか、情報が確実に伝わるよう工夫をしているかな等)	△
3 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、里親や施設等が策定した自立支援計画を踏まえて協議・連携を行っているか。	△
【コメント】 里親委託や入所の援助に関する支援等は、入所後、約半年後に援助指針の確認が行われ適正な支援となるようにしている。また、援助指針策定時には、里親や施設等の意見を十分に聞き取りし、方針に反映させるようにしている。しかし、アンケート結果からは十分な情報が得られないとの声もある。	
(3) 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか。	B
1 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けているか。	○
2 援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けているか。(施設職員や里親以外の支援者等へのつなぎや子どもと支援者との関係性が構築されるまでのフォローは適切かな等)	△
【コメント】 措置開始や措置変更等に伴う援助内容の変更は、入所先施設見学等を行っている。また、施設との連絡会を年1回開催し、各施設を訪問し、担当者間でこどもの情報共有をしている。しかし、児童福祉司のなかには、多忙なこともあり顔合わせなどの機会が十分にできていないとの声も聞かれる。	

評価

2 社会的養護時における援助

B

(1) 里親や施設等が行う援助内容等について、必要な確認・助言・支援等を行っているか。(指導委託、あっせん、里親委託、入所措置等)

B

1 子どもや支援の状況を定期的に把握しているか。(施設等への訪問頻度は適切か。子どもと面談して子どもの意向をきちんと聞いているか等)	△
2 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っているか。また、児童相談所内で共有しているか。	○
3 支援開始後も措置先や委託先(里親支援機関等)からの意見等を尊重しているか。(措置先等からの意見に適切に対応しているか。必要に応じて、意見に基づく援助方針等の見直しが行われているか等)	△
【コメント】 児童相談所と施設との連絡会は年1回行われ、各施設の状況の把握に努めている。また、把握した内容を踏まえ個別に相談の機会を設け必要な助言・調整を行っている。しかし、児童福祉司のなかには、多忙なこともあり顔合わせなどの機会が十分にできていないとの声も聞かれる。	
(2) 援助方針の見直しが適切に行われているか。	B
1 定期的に援助方針の見直しを行っているか。(再アセスメントを実施しているか。援助方針の見直しにあたり、子どもや保護者の意向を聞いているか等)	△
2 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の適切な見直しを行っているか。	△
【コメント】 援助方針の見直しは、入所後一定期間経過後に行うとともに、家庭状況やこどもの成長、施設での状況などに変化が生じた場合には、適宜行われる。しかし、担当児童福祉司により、見直しができている者やできていない担当者も見受けられるとの声もある。	
(3) 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか。	B
1 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っているか。(児童相談所のかかわり方は適切か(必要な)助言・指導ができるかかわり方をしているか)等)	△
2 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しを行っているか。(モニタリングは見直し等の必要性が判断できる方法がとられているか。施設等に対して必要な助言・指導を行っているか等)	△
【コメント】 施設が策定する自立支援計画については、担当児童福祉司が中心となって対応している。しかし、施設等のアンケート結果から必要な助言・指導については十分とはいえない。今後は、児童相談所運営指針が示す年3回の自立支援計画の策定に向け、施設への助言や指導の充実を図ることが期待される。	
(4) 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか。	A
1 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけているか。(判断基準はあるか、また、判断は適切か。制限しなかったためにトラブルになったケースは無いかな等)	○
2 面会・通信制限は必要最低限のものとなっているか。(制限の理由は妥当か。保護者に対し弁明の機会を作ったうえで判断しているか。)	○
3 面会・通信制限を解除するにあたり、適切な判断・手続きを行っているか。(解除の判断にあたっては子どもの意見を聴いたり、里親や施設と協議を行っているかな等)	○
4 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築しているか。(接近禁止命令の発出理由は適切か。関係機関との情報共有や連携体制を確保しているかな等)	○

<p>【コメント】</p> <p>近年、制限をかけるケースはなく、今のところ、面会・通信制限については、いずれも行政指導として対応している。</p>	
<p>(5) 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか。</p>	A
<p>1 子どもからの入所施設等に対する苦情や不満等が聞かれた場合には、必要な対応をしているか。</p>	○
<p>2 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合には、適切な対応をしているか。(双方の主張等を確認しているか。調整結果の理由を説明しているか等)</p>	○
<p>3 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合には、必要な対応をしているか。(通告・届出を受理した場合、速やかに関係自治体に通知を行っているか。客観的事実の把握を行っているか等)</p>	○
<p>【コメント】</p> <p>子どもから不満等の訴えがあった場合には、速やかに施設と協議を行い、解決に向けた対応を図っている。また、必要に応じて親権者と里親・施設等との調整も行い、こどもの最善の利益の確保に努めている。被措置児童等虐待事案については、本庁主管課が主として対応しているが、こどもの一時保護の判断等が必要であることから、児童相談所もこどもへの聞き取り等を担う体制となっている。</p>	

評価

3 一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

A

<p>(1) 一時帰宅における対応が適切に行われているか。</p>	A
<p>1 一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っているか。(アセスメントは適切に行われているか。保護者等への説明・関係機関への情報提供をしているか、一時帰宅可としたことによる問題発生ケースはないか等)</p>	○
<p>2 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っているか。</p>	○
<p>【コメント】</p> <p>一時帰宅の可否については、虐待ケースなど安全配慮が必要なケースでは、試行的に面会や外泊を行うなど段階的な見通しを立て慎重に進めている。その際には、親子関係の再構築状況をアセスメントし、必要に応じて関係機関と連携している。また、他自治体への一時帰宅に際しては、必要に応じて管轄児童相談所へ情報提供を行っている。</p>	
<p>(2) 措置や児童福祉司指導等の終結の判断は、慎重かつ適切に行われているか。</p>	A
<p>1 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っているか。(要対協の個別ケース検討会議等で、家庭復帰の適否や復帰後の支援について検討が行われたか等)</p>	○
<p>2 措置や児童福祉司指導の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いているか。</p>	○
<p>3 措置の解除等については援助方針会議において組織的かつ総合的な視点から判断しているか。(解除の適否判断のための確認事項に漏れはないか等)</p>	○

4 措置や児童福祉司指導等を終結する際には、その理由を明確にしているか。(終結理由は明確か。里親や施設、子どもや保護者に対し終結理由を説明しているか等)	○
<p>【コメント】</p> <p>援助方針会議等において里親や施設の意見を踏まえ、協議し終結について決定している。また、その理由については、子どもや保護者に説明している。その際には、必要に応じて要保護児童対策地域協議会との情報交換を行っている。</p>	
(3) 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか。	A
1 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断しているか。(解除等について里親や施設等の意見を聴いているか。解除後の支援等が明確にされているか等)	○
2 措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っているか。(措置解除後の支援の担当・方法や関係機関との役割分担が明確にされているか等)	○
<p>【コメント】</p> <p>措置解除後の援助については、退所前に施設、学校、要保護児童対策地域協議会等と連携し、支援の担当・方法や関係機関との役割分担を明確にしている。</p>	
(4) 入所施設や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか。	A
1 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われているか。(子どもの状況確認体制はできているか。虐待再発リスクが高いと判断された場合に迅速な対応は可能か等)	○
2 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っているか。(家庭訪問及び面接の実施、子どもの生活や精神面の把握はできているか等)	○
3 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしているか。(子ども・保護者への意向確認や、必要性、対応可否等について施設等の意見確認をしているか等)	○
<p>入所施設や一時保護の解除に当たっては、解除後のモニタリング体制や支援体制を確認し、得られた情報を踏まえアセスメントが行えることを前提に判断している。また、解除後も必要に応じて関係機関と連携し、子どもと家庭の状況把握と支援の継続に努めている。</p>	

評価

4 児童自立生活援助等

A

(1) 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか。	A
1 児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげているか。(児童自立生活援助対象の子どもへの説明、必要性の検討、要否コメントが適切か、施設との検討等)	○
2 児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っているか。(子どもや自立援助ホームとのかかわり状況、子どもの意向や状況の確認等)	○

3 児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っているか。(解除にあたっての子どもの意向や自立援助ホームの意見等確認、解除理由の妥当性、解除理由の説明等)	○
【コメント】 香川県内の自立援助ホームは、精神的課題のあるこどもの受入れなどにも柔軟に対応しつつ、早期の自立に向けた支援を積極的に行っている。また、自立援助ホームにおいて不適応行動が見られるこどもについては、児童相談所も状況に応じて必要な支援や助言を行い、安定した生活の継続に努めている。	
(2) 18歳以上の成人に対しても、必要な支援等を行っているか。	A
1 18歳以上の成人に対しても、必要な支援等を行っているか。(児童相談所としてのかかわり方、対応、工夫等)	○
【コメント】18歳到達後の成人についても、状況に応じて相談対応や関係機関との調整等の必要な支援を行っている。	

第V章 里親・家庭養護(社会的養育の推進)

	評価
1 里親相談への対応・家庭養護の推進	A
(1) 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか。	A
1 家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいるか。(里親等委託調整員の配置、里親委託等推進委員会の設置、里親支援専門相談員等との連携等)	○
2 里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取組みを行っているか。(取組状況、登録里親数は増えているか等)	○
3 里親の専門性の向上に向けた取組みを行っているか。(里親希望者への研修の実施状況、里親委託件数、専門里親の状況等)	○
4 里親の登録・認定の判断・名簿管理を適切に行っているか。(登録名簿の適宜更新、里親選定に係る必要な情報が記載されているか、里親選定をスムーズに行うための工夫等)	○
【コメント】 児童相談所の里親委託等推進員を中心に施設の里親支援専門相談員と連携を図り、家庭養育を推進するためのフォスタリング業務に取り組んでいる。また、令和8年度中の里親支援センターの設置に向けて調整が進められており、里親数増も期待される。さらに、次年度は、里親養育支援チームの組織編成を予定しており、里親の確保と専門性向上が期待される。	
(2) 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか。	A
1 里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議等で検討し、必要な調査・認定等を行っているか。(相談を受けた場合の体制、調査結果に基づく認定可否の判断基準、認定不可の場合の理由説明、その他)	○
【コメント】 里親希望者に対しては、調査結果を踏まえ援助方針会議で検討したうえで、児童福祉審議会に里親認定の適否について意見を求め、適正な手続きにより認定を行っている。	
(3) 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか。	A

1 養子縁組の適切性について十分に判断しているか。(実親による養育困難理由、明確性・妥当性、「子どもにとっての最善の利益」の視点、養子縁組前の養育期間の設定等)	○
2 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ているか。(同意取得方法、養子縁組理由の明快で適切な説明等)	○
3 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分行っているか。(説明すべき事項が明確か。また、内容は適切か等)	○
4 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っているか。(養親希望者や実親への支援状況、養子成立までのプロセス、児童相談所間の情報共有、未成年後見人選任手続等)	○
【コメント】 里親支援ガイドラインに沿って実施している。また、養子縁組を希望する者に対しては、制度の趣旨や手続きの流れなどについて説明を行うとともに、必要な手続きや継続的な支援を行っている。	
(4) 養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っているか。	A
1 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っているか。(支援の内容、児相からの訪問・連絡、連絡調整を行ってない場合の明確な理由及び理由の妥当性等)	○
【コメント】 養子縁組成立後においても、必要に応じて相談対応や助言等の支援をしている。また、必要に応じて里親会へ加入し、必要な支援や養育を受けることができるようにしている。	
(5) 民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要支援を行っているか。	該当なし
1 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう日頃から必要な連携を行っているか。(民間あっせん機関との情報共有・役割分担等の意見交換の実施、協力体制等)	
2 民間あっせん機関が養子縁組を行うにあたり、必要な支援等を行っているか。(民間あっせん機関による養子縁組にかかわったケースはあるか。どのような支援・協力を行ったか等)	
3 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っているか。(民間あっせん機関と養子縁組をした子どもとのかかわり、かかわりがない場合の理由の明確性等)	
4 民間あっせん機関が事業を廃止しようとした場合に必要な対応を行っているか。(児童相談所が対応すべきことが明確になっているか。実際の廃止例はあるか、その場合に行った対応等)	
【コメント】 現在、民間あっせん機関による養子縁組を行ったケースで支援等を行っているケースはなく、該当なしとする。	

第VI章 家族とのかかわり・家族への支援

	評価
1 保護者への向き合い	A
(1) 保護者への向き合い方は適切であるか。	A
1 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っているか。	○

【コメント】

義務研修や児童虐待対応ポイント学習の実施により、職員に基本的知識や対応の要点を伝えている。また、スーパーバイザー同席による面接等を通じてインテークや面接の技法などを学んでいる。

評価

2 子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

B

(1) 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか。

A

1 保護者に対して必要な説明を適切に行っているか。(児童相談所のアセスメントや判断・援助方針、援助方針の理由・見通し、審査請求の方法等の説明及び記録)

○

2 保護者に対する説明は、分かりやすいよう工夫しているか。

○

3 援助方針決定前あるいは決定後に、保護者からの意向や意見を聴いているか。(意見聴取の方法について。聴取した意見の記録等は残しているか等)

○

【コメント】

保護者への説明に当たっては、文書やフロー図を活用し、理解しやすい工夫をしている。また、援助方針決定前あるいは決定後に、保護者からの意向や意見を聞いている。

(2) 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか。

A

1 必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めているか。(同意を得るのが困難な事例の対応、外国ルーツの保護者に対する文化的背景や宗教の違い等を配慮しているか)

○

2 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合に、児童福祉審議会の意見聴取を行っているか。

○

【コメント】

外国ルーツの保護者は少なく、文化的背景や宗教の違い等については、その時々状況に応じて対応している。保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合に、児童福祉審議会の意見聴取を行っている。

評価

3 保護者に対する指導・支援

A

(1) 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか。

A

1 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施しているか。(専門職・関係機関との連携、必要に応じた計画の見直し等)

○

2 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じているか。(保護者が指導・勧告に従わない場合の対応等)

○

【コメント】

保護者への在宅指導については、計画に基づきプログラムを作成し行っている。しかし、保護者の意欲が十分でない場合や他の用務等により、計画どおりに進められないこともある。そのため、状況に応じて内容や進め方を柔軟に見直しながら取り組んでいる。

(2) 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか。

A

1 親子の再構築に向けた支援計画を作成しているか。(アセスメントやプランニングは行われているか。プランの内容は具体的か等)	○
2 親子の再構築に向けた適切な支援を行っているか。(プランニングに基づく指導・支援が行われているか。指導・支援の効果検証による必要な見直しは行っているか等)	○
【コメント】 親子分離中の保護者に対しては、親子関係のアセスメントや虐待防止に向けた親子関係再構築支援を行っている。また、外部の心理士や医療機関に保護者カウンセリングを依頼し、概ね1年程度を目安に関係修復に向けた取組を進めている。	

第Ⅶ章 市町や関係機関との連携

	評価
1 市町や関係機関との役割分担・連携体制の構築	A
(1) 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか。	A
1 市町との役割分担や連携方法等の明確化や、職員間での共有はできているか。(役割分担や連携方法のマニュアルの策定、マニュアルに沿った対応、実態に応じた見直し等)	○
2 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等の明確化や、職員間での共有はできているか。(役割分担や連携方法のマニュアルの策定、マニュアルに沿った対応、実態に応じた見直し等)	○
【コメント】 平成29年度に地域連携支援室を設置し、児童相談所と市町との役割分担や連携方法のマニュアルの策定し、円滑な連携体制の構築に取り組んでいる。また、現職警察官を配置することで、事案発生時の情報共有や対応協議が迅速に行われるなど、警察との円滑な連携強化につながっている。	
(2) 児童相談所と市町との連携強化を図るための取組みをしているか。	B
1 役割分担や連携方法等について適宜協議を行っているか。(児童相談所と市町間でケース検討以外の協議の場はあるか。連携強化の仕組み、児童相談所とのかかわり、協議結果の反映等)	△
2 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などを設けているか。	△
【コメント】 児童相談所と市町との連携強化を図るための取組として、要保護児童対策地域協議会や地域連携支援室が行う市町連絡会や出前講座などの機会に、意見交換や提供などを行っている。また、市町からの職員の派遣受け入れ、実務を経験する取組等も行っている。しかし、アンケート結果から十分ではないとの声も聞かれる。	
	評価
2 市町における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援	B
(1) 市町からの相談について、迅速かつ適切に対応しているか。	B
1 市町からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応しているか。	△

2 市町からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応しているか。	△
【コメント】 市町への支援については、地域連携支援室が事案送致の相談や必要に応じてケースへの同行訪問も行っている。しかし、市町から見て、相談先や連携窓口が必ずしも明確になっておらず、連携をよりスムーズにするための役割分担の整理が望まれる	
(2) 市町が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか。	B
1 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っているか。(市町が行う相談対応・調査・指導に対する児童相談所のかかわり方、市町支援に向けた工夫等)	△
2 児童相談所としての役割・機能を適切に実施しているか。(市町が行う相談対応・調査・指導における児童相談所の役割の認識、役割を果たすための工夫等)	△
3 市町における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施しているか。(児童相談所としての役割の認識、見相が行っている強化のための事業、今後の課題等)	△
4 こども家庭センターがある場合には、適切な連携を行っているか。(情報共有や連携体制・方法は明確になっているか等)	△
【コメント】 市町からの相談・援助要請に応じるとともに、地域連携支援室においての市町職員対象の研修を実施すると共に、地域連携支援室でも市町の助言等に努めている。また、市町への支援として統括支援員の研修等、人材育成についての取組を行っているが、市町からのアンケート結果から十分ではないとの声もあり今後の検討に期待する。	

評価

3 市町における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援

B

(1) 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか。	B
1 要対協の実務者会議に児童相談所が参加しているか。(市町に役割をどう認識させているか。役割を果たせる職員を実務者会議に参加させているか等)	△
2 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っているか。(実務者会議における児童相談所のかかわり方、助言・指導の内容、児童相談所として必要な判断をしているか等)	△
3 要対協の調整機関が適切に機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っているか。(要対協調整機関に、その意識付けや具体的な方法等の助言・指導等を行っているか等)	△
【コメント】 地域連携支援室を設置し、要保護児童対策地域協議会への参加や助言・指導、同行訪問等を行っている。 また、専門的支援の提供やケース対応における役割が一定程度市町に浸透しているが、担当者により具体的な方法等の助言・指導等が行われない場合もあり今後の検討が求められる。	
(2) 市町における子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取組みを実施しているか。	A
1 適切な内容・頻度で研修を実施しているか。(研修は計画的に実施しているか。研修のプログラムは効果的なものとなっているか等)	○

2 研修以外の資質向上の取組みを行っているか。(課題や取組み内容等について児童相談所と市町とで協議をしているか。研修以外で積極的な取組みをしているか等)	○
【コメント】 市町への支援として統括支援員の研修等、人材育成や相互理解の促進に取組んでいる。また、市町向け研修では、実際の困難ケースを募集し、具体的な事例に基づくケース検討を行うことで、実践的な対応力の向上を図っている。	

評価

4 児童福祉審議会との連携

A

(1) 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聞いているか。	A
1 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取しているか。(意見聴取が必要なケースが明確になっているか。また、該当ケースについて意見聴取しているか等)	○
2 児童福祉審議会への情報提供を適切に行っているか。(ポイントを押えたものか。プライバシーに配慮したものか。他機関作成の資料は当該機関から同意を得ているか。)	○
3 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取する場合にはその旨を、また意見具申があった場合は、その内容について説明を適切に行っているか。	○
【コメント】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについては、意見を聞いている。	
(2) 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか。	A
1 児童福祉審議会に対して、必要な報告を行っているか。	○
【コメント】 児童福祉審議会に対して、必要な報告を行っている。	

評価

5 家庭、地域に対する援助に関する事項

B

(1) 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか。	B
1 家庭や地域に対する援助において、市町との連携のもと総合的な企画の実施に積極的に取り組んでいるか。(家庭や地域に対する援助における児童相談所の役割とかかわり方等)	△
2 ひきこもり等の状態にある子ども及びその家族に対し、総合的な援助を行っているか。(児童相談所としての役割とかかわり方)	○
3 巡回相談が適切に行われているか。	○
【コメント】 家庭や地域に対する援助の企画については人的余力が十分とは言えず、限定的な実施にとどまっている。一方で、島しょ部を中心に定例の巡回相談を行い、ひきこもりや不登校等の相談にはメンタルフレンド事業等へつなげている。	